

令和元年度 第5回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和元年8月9日 午後1時30分

3. 場 所 ろくじ館会議室

4. 議 題 議案第17号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

1 番 山内 亮一	2 番 長野 和代	3 番 中村 幸信
4 番 松本 茂	5 番 平井 豪	6 番 奥名 政成
8 番 佐藤 礼治	9 番 福永 浩紀	10 番 岡本 篤幸
11 番 五嶋 靖	12 番 中村 峯子	13 番 島津 和徳
14 番 本田 廣正		

農地利用最適化推進委員

西村 孝生	田上 安幸	河嶋 隆雄	本田 忠文	志垣 保博
伊佐 浩二	坂本 導成	緒方 寛二	上村 敦之	

7. 欠席委員

農業委員

7 番 清住 昇

農地利用最適化推進委員

井上 良治 坂本 秀孝

8. 議事録署名人

9 番 福永 浩紀

11 番 五嶋 靖

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲 本田裕一郎

会 議

1. 開 会

事務局 定刻になりましたので、総会を始めます。

総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名で甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することをご報告いたします。

ただいまから令和元年度第5回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長あいさつ。

事務局 議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、9番委員の福永委員と11番委員の五嶋委員をお願いします。

事務局 議事に入ります。議事の進行は、会議規則第4条の規定に基づき、会長にお願いします。

会 長 会議を進めてまいります。

議案第17号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第17号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものです。

令和元年8月9日提出。

甲佐町農業委員会会長名です。

会 長 議案第17号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1について、14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番 議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請審議調書番号1について説明。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続いて、転用申請に係る可否の判定について、14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番 転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らして問題がな

いか説明します。

お手元のラミネートの資料、農地転用申請に係る可否の判断をごらんください。

① については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の現状としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に該当し転用は、原則、できませんが、例外規定である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可することは可能と思われます。

このため、農地法第4条第6項第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画、融資証明も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、若干の造成計画はありますが、土砂の流失防止策も講じてあり、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので、該当しません。

会 長 現地調査を行っていますので、6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

○6番 先月、7月29日に、会長、平井委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字田口字和田内にある農地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に該当すると思われます。

今回の転用申請では、造成計画はありますが、土砂の流失防止策も講じられており、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、6番委員の奥名委員から現地調査の報告、14番委員の本田委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

どうぞ。

○4番 申請人と譲り受け人の番地が一緒になっているけど、これは一緒に住んであるの？

事務局 私が説明します。3世帯住宅で、85歳の人の孫に当たります。

会 長 よろしいですか。

○4番 はい。

会 長 ほかに何か発言はありませんか。

それでは、ほかにないようですので、番号1につきましては、当農業委員会とし

ましては、許可相当の意見を付して県へ送付をいたします。

続きまして、番号2について14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番

番号2について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長
事務局

続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

申請土地の位置の説明。

会 長

続きまして、転用申請に係る可否の判定について、14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番

転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らしながら、問題ないかどうかを説明いたします。

それでは、お手元のラミネートの資料、転用申請に係る可否の判断をごらんください。

① については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の現状としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に該当し、原則、転用はできませんが、例外規定である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可することが可能と思われます。

このため、農地法第4条第6項第1号のイ、ロには該当しません。

②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

③については、資金計画、融資証明も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、砂利の敷きならし程度であり、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので、該当しません。

会 長
○5番

現地調査を行っていますので、5番委員の平井委員から説明をお願いします。

先月の7月29日に会長、奥名委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に該当すると思われます。

今回の転用申請では、砂利の敷きならし程度であり、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長

ただいま、5番委員の平井委員から現地調査の報告、14番委員の本田委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明

がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

佐藤委員、どうぞ。

○ 8 番 番号 1 の住宅を建設される方については、先ほどのところでわかったわけですが、番号 2 の方についても名字も違うし、無償ということにもなっていますが、譲渡し人との関係はどうなるのですか。

○ 1 4 番 私から説明します。番号 1、番号 2 の譲受人はお二人とも譲渡し人の孫です。番号 1 番の譲受人が次女で、番号 2 の譲受人が長女です。

番号 1 の譲受人が熊本地震でアパートが被災したため住居用地として転用されるわけです。番号 2 番目の譲受人は、すでに家を建てておられて道が狭いので、進入路を拡幅するための申請になっています。

会 長 ほかに何かありませんか。

なければ、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号 2 につきましては、当農業委員会としましては、許可相当の意見を付して県へ送付をしてみたいです。

続きまして、番号 3 について 1 番委員の山内委員から説明をお願いします。

○ 1 番 番号 3 番について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、1 番委員の山内委員から説明をお願いします。

○ 1 番 転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断をごらんください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の状況としては、おおむね 10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第 1 種農地に該当しますが、例外規定である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、可能と思われます。

このため、農地法第 4 条第 6 項第 1 号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

③については、既に整備されており、事業の実現性においては問題ないと思われます。

④については、追認案件なので、既に造成されており、土砂流失防止策も講じられており、隣接する農業用施設に支障を及ぼすおそれはありません。また、始末書も添付されております。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので、該当しません。

会 長 現地調査を行っていますので、6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

○6番 先月、7月29日に会長、平井委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字津志田字堂下にある農地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に該当すると思われます。

申請地は、既に整備されているため始末書を添付されています。

今回の申請地は、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、6番委員の奥名委員から現地調査の報告、1番委員の山内委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

はい、どうぞ。

○3番 今回の申請地に車が置いてあると思いますが、車はまだ置かれないのではないですか。許可を受けた後でないと、置くことが出来ないのでは。本来は。しかし、もうすでに置いてあるでしょう。

会 長 事務局、説明をお願いします。

事務局 おっしゃられるとおりです。本来は、申請をしていただき、申請内容を農業委員会定例会で審議を行い、許可相当ということであれば、県へ申達し、県で審査をされた後、許可相当であれば、許可書が来ます。それから、申請どおりに整備するというのが原則ですが、事前に駐車場として利用されていますので始末書を提出されているところです。始末書を出せば良いということではありませんが、そういう処理をしなければなりません。

無断転用の対応は、なかなか難しいのですが、無断転用部分について許可しないとなると、いつまでたっても是正ができない。

違反転用については、罰則規定があって最高で個人であれば300万円の罰金、法人であれば1億円までの罰金が科せられるように法律で規定されています。

○3番 わかりました。

- 会 長 中村委員、よろしいですか。
- 3 番 はい。
- 会 長 何かほかに発言はありませんか。
- それでは、ないようですので、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。
- (賛成者挙手)
- 全員賛成と認めます。
- 番号 3 につきましては、当農業委員会としましては、許可相当の意見を付して県へ送付したいと思います。
- 続きまして、番号 4 について 13 番委員の島津委員から説明をお願いします。
- 1 3 番 番号 4 について説明。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
- 事務局 申請土地の位置の説明。
- 会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、13 番委員の島津委員から説明をお願いします。
- 1 3 番 それでは、転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。
- お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断をごらんください。
- ①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。
- 農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとは言えません。
- このため、農地法第 4 条第 6 項第 1 号のイ及びロには該当しません。
- ②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。
- ③については、既に整備されており、事業の実現性については問題ないと思われます。
- ④については、申請地は既に造成されており、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。また、始末書も添付されています。
- ⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので、該当しません。
- 会 長 現地調査を行っていますので、5 番委員の平井委員から説明をお願いします。
- 5 番 先月の 7 月 29 日に会長、奥名委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。
- 申請地は、大字西寒野字大祇にある農地で、農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当す

るため、第2種農地に該当すると思われます。

申請地は、既に造成されているため始末書を添付されています。

現地は、土砂の流失、崩壊など、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、5番委員の平井委員から現地調査の報告、13番委員の島津委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か発言はありませんか。

ないようですので、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認めます。

番号4につきましては、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県へ送付いたします。

続きまして、番号5について9番委員の福永委員から説明をお願いします。

○9番 議案第17号、番号5について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、9番委員の福永委員から説明をお願いします。

○9番 それでは、転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明いたします。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断をごらんください。

① については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当するため、転用は原則できませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、許可は可能と思われます。

このため、農地法第4条第6項第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

③については、既に整備されており、事業の実現性については問題ないと思われ

ます。

④については、申請地は既に造成されており、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。また、始末書も添付されております。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので、該当しません。

会 長 現地調査を行っていますので、6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

○6番 先月の7月29日に会長、平井委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に該当すると思われ、原則転用はできませんが、例外規定に該当するため、転用は可能と思われます。

また、申請地は既に造成されており、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、6番委員の奥名委員から現地調査の報告、9番委員の福永委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

佐藤委員、どうぞ。

○8番 研修生の宿舍と記載してありますけれども、どのようなものですか。

会 長 事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 ご質問の宿舍については、みのる鉄工所で働かれる外国人の方のための宿舍並びに駐車場ということです。

会 長 佐藤委員、よろしいですか。

ほかに何か発言はありませんか。

ないようですので、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認めます。

番号5について、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県へ送付いたします。

続きまして、番号6について9番委員の福永委員から説明をお願いします。

○9番 議案第17号、番号6について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、9番委員の福永委員から説明

をお願いします。

○ 9 番 それでは、転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明いたします。

 それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断をごらんください。

 ①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

 農地の状況は、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとは言えません。

 このため、農地法第4条第6項第1号のイ及びロには該当しません。

 ②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

 ③については、既に整備されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

 ④については、申請地は既に造成されており、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。また、始末書も添付されております。

 ⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので、該当しません。

 以上で説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、5番委員の平井委員から説明をお願いします。

○ 5 番 先月の7月29日に会長、奥名委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

 申請地は、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地に該当すると思われ、転用することは可能と思われます。

 また、申請地は既に造成されており、土砂の流失、崩壊など、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、5番委員の平井委員から現地調査の報告、9番委員の福永委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

 はい、どうぞ。

○ 1 4 番 地図を見ると、進入路がないみたいだけれど、どこから入るの？

事務局 この字図の赤いところが、今回の申請地となります。

 周りは既に住宅が建てられており、宅地です。ここは甲佐町の町有道となっております。進入路は、この団地の北側から入れると思います。

○ 1 4 番 その道は、この地図には載っていないということですね。

事務局 載っていません。字図が少し古いので。

- 14番 わかりました。
- 会 長 本田委員、よろしいですか。
- 14番 はい。
- 会 長 ほかに何か発言はありませんか。
- それでは、ないようですので、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。
- (賛成者挙手)
- ありがとうございました。全員賛成と認めます。
- 番号6について、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県へ送付いたします。
- 続きまして、番号7について9番委員の福永委員から説明をお願いします。
- 9番 議案第17号、番号7について説明。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
- 事務局 申請土地の位置の説明。
- 会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、9番委員の福永委員から説明をお願いします。
- 9番 それでは、転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。
- それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断をごらんください。
- ①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。
- 農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとは言えません。
- このため、農地法第4条第6項第1号のイ及びロには該当しません。
- ②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。
- ③については、資金計画、融資証明も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。
- ④については、砂利の敷きならし程度であり、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。
- ⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので、該当しません。
- 以上で説明を終わります。
- 会 長 現地調査を行っていますので、6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

- 6 番 先月の 7 月 29 日に会長、平井委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。
- 申請地は、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当するため、第 2 種農地に該当すると思われます。
- また、今回の転用申請では、砂利を敷きならす程度であるため、土砂の流失、崩壊など、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。
- 会 長 ただいま、6 番委員の奥名委員から現地調査の報告、9 番委員の福永委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第 4 条第 6 項の各号には該当しないと説明がありました。
- これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
- 佐藤委員、どうぞ。
- 8 番 専用住宅と説明がありましたが、住宅の場合には面積の上限があったと思います。
- それと合わせて、資材置き場ということで 500 平米を超えているのですか。
- 会 長 事務局、説明を。
- 事務局 住宅だけでしたら原則 500 平米ということになりますが、こ今回の申請者は、塗装業をされますので資材等を置く施設が必要ということで 500 平米を超えての申請となっています。例えば、住宅と資材を置く場所が 200 平米必要であれば、700 平米まではオーケーで、事業計画に基づいた審査になります。
- 会 長 佐藤委員、よろしいですか。
- 8 番 わかりました。
- 会 長 ほかに何か発言はありませんか。
- それでは、ないようですので、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。
- (賛成者挙手)
- ありがとうございました。全員賛成と認めます。
- 番号 7 について、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県へ送付いたします。
- それでは、第 5 条関係の番号 8 について 6 番委員の奥名委員から説明をお願いします。
- 6 番 番号 8 について説明。
- (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
- 会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
- 事務局 申請土地の位置の説明。
- 会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、6 番委員の奥名委員から説明

をお願いします。

○ 6 番 それでは、転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうかを説明します。

 それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断をごらんください。

 ①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

 農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に該当します。

 第1種農地の転用は、原則、できませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、例外的に許可することが可能と思われます。

 このため、農地法第4条第6項第1号のイ及びロには該当しません。

 ②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

 ③については、事業計画の作成、予算の確保もされており、事業の実現性については問題がないと思われます。

 ④については、造成はありますが、土砂の流失防止策も計画されており、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

 ⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので、該当しません。

会 長 現地調査を行っていますので、5番委員の平井委員から説明をお願いします。

○ 5 番 先月の7月29日に会長、奥名委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

 申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に該当するため、原則転用はできませんが、例外規定に該当するため、転用は可能と思われます。

 また、申請地は、造成計画はありますが、土砂の流失防止策も講じられており、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告します。

会 長 ただいま、5番委員の平井委員から現地調査の報告、9番委員の福永委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か発言はありますか。

 中村委員、どうぞ。

○ 3 番 中早川の集会所と消防倉庫となっていますが、これはここにあったということですかね。

会 長 事務局、説明をお願いします。

事務局 地図をご覧いただきたいと思いますが、東側のほうに大町塔之木線というのがありますけど、そこにありました。

○3番 まだあるのですか？

事務局 はい、まだあります。

○3番 それを移転されるのですか。

事務局 現在、建設課で道路拡張計画とあわせて早川第1団地が老朽化しておりますので、建て替えの計画があります。

推進委員 もとの集会所自体も地震で被災しております。

事務局 地図をご覧いただきたいと思います。ここに町道大町塔之木線が下横田集落から中早川集落に向かって通っています。ここが竜野川で、この川を渡ったところの右側に中早川集落の集会所、左側に消防倉庫があります。

今回の申請地が網かけしてありますけど、その北側に早川第1団地があります。この住宅が古くなったため、新しく建て替える計画ですが、現在入居されている方がおられますので、建築後こちらに移転していただいて壊すということになります。また、集会所、消防倉庫、それに防火水槽を合わせてつくるという計画です。

○3番 わかりました。

会 長 中村委員、よろしいですか。

○3番 はい。

会 長 何かほかに発言はありませんか。

それでは、ないようですので、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号8について、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県へ送付いたします。

休憩をとらなくてよろしいですか。時間をとりましょうか。それでは、今、45分ぐらいですので、5分ぐらいから。20分ほど休憩をとります。3時5分から。

(休 憩)

会 長 それでは、会議を再開いたします。

続きまして、議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第18号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり

諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和元年8月9日提出。

甲佐町農業委員会会長名です。

甲農第753号。

令和元年7月25日。

甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様。甲佐町長奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

総括表で説明申します。

今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定は、期間が3年の田が1筆の2,071平米、10年の畑が1筆の273平米、計としましては、田が1筆の2,071平米、畑も同じく1筆の273平米となります。

賃借権の新規といたしましては、期間が6年5カ月の田が2筆の1,953平米のみですので、計としましては、田が2筆の1,953平米となります。

このため、賃借権の小計としましては、田が3筆の4,024平米となります。

また、使用賃借権につきましては、再設定、新規ともございませんので、今回の利用権設定の合計といたしましては、田が3筆の4,024平米、畑が1筆の273平米となります。

その他、所有権移転の田が2筆の3,836平米、畑が1筆の1,352平米です。

委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。

会 長 議案第18号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを議題とします。

それでは、早速審議したいと思いますが、番号1の相手方（譲り受け人）は農事組合法人津志田で、農業委員の山内亮一さんはこの法人の役員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限に該当するため、審議が終わるまで退席をお願いします。

（山内委員退出）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 番号1について説明。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明。

会 長 ただいま、事務局から番号1について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か発言はありますか。

○ 1 4 番 賃借権の期間が6年5ヶ月で10月1日から2月28日までとなっていますが、契約の最後の令和8年は、10月からの裏作はつくれないと思うのですが。

事務局 この案件は、そもそも平成27年度に申請者の方が相手方である農事組合法人の方に10年間借されていました。契約の内容は、物納でされていましたが3年7カ月たった今、お金を貰いたいということで変更の申し出があったところです。

このため、契約の契約は残りの6年5カ月となります。

最終年度の裏作が作れないということについては、その当時申請されて契約をされていますのでわかりません。本来なら、おっしゃられるように、麦を植えるということであれば6月ぐらいまでの契約というのが一番だと思います。

最終年度の裏作が作れないということであれば、期限が来る前の合意解約をされて、再度契約の変更をされてはいかがでしょうか。

会 長 本田委員、よろしいですか。

○ 1 4 番 はい。

会 長 ほかに何かございませんか。

それでは、質問もないようです。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1については原案のとおり承認をいたします。

山内委員の入室を認めます。

(山内委員入室)

続きまして、番号2について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件につきましては、農地中間管理事業の特例事業で、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化法に基づく農地の売買になります。

事業の内容としましては、所有権を有する農業者から農地を農地中間管理事業の事業主体である熊本県農業公社が譲受、その後、農地を取得したい方を農業公社が募集し、要件に見合った農業者へ売り渡すという事業です。

番号2について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請土地の位置の説明。

会 長 ただいま、事務局から番号2について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か発言はないですか。

それでは、質問もないようです。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号2については原案のとおり承認をいたします。

事務局 それでは、審議、お疲れさまでした。これをもちまして、第5回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

9 番

11 番